

回答年月日：令和8年7月22日

回答担当：幼保こども園課

No.	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領【別紙1】 「2. 整備運営事業者 が実施する業務」	「③一時預かり事業」とありますが、必ず実施しなければならぬのでしょうか。	実施する業務に含まれていますので実施していただくことになります。
2	実施要領【別紙1】 「4. 分園の収容人数」	「在園児の進級が可能となるよう考慮すること」とありますが、本園の認可定員（3～5歳）を面積上増やすことができないため、3歳児クラスへの進級時を本園で保育することができず、転園するようになりますが、よろしいのでしょうか。	分園であるため、基本的に本園が進級先になります。ただし、本園の定員の都合上、全員の進級が難しい場合は市と協議し、保護者に説明した上で、連携園を設定するなどの対応を取っていただくことは可能です。
3	実施要領【別紙3】 【別紙4】	貸与予定の教室は2室（①②）とありますが、設備基準面積を満たす場合、1歳児・2歳児の保育室を1室とし、他の1室を職員休憩・更衣スペース、倉庫等として使用することは可能でしょうか。	可能です。
4	保護者の一時駐輪場	こどもの送迎時など保護者の一時駐輪は、幼稚園敷地内を使用することができるのでしょうか。	幼稚園敷地内を使用することは可能ですが、なばた幼稚園と協議の上、駐輪場所については決定することになります。
5	給食搬入車の一時駐車場	本園より給食を搬入する場合、搬入車の一時駐車は、幼稚園敷地内の駐車スペース等を使用することができるのでしょうか。	一時的に園内に入ることは可能ですが、搬入時間・搬入経路については、なばた幼稚園と協議し、指示された内容に従っていただくことになります。なお、応募書類においては、安全に給食搬入するために、想定される安全対策等を含め、提案してください。
6	施設見学	設備改修計画作成のため、応募期間内に事業者が同行して施設の見学を行うことは可能でしょうか。	幼保こども園課に事前にご連絡をいただき、日程を調整の上、見学を行うことは可能です（なばた幼稚園へ直接連絡は控えてください）。
7	応募書類に関する質問 受付	応募書類に記載されている事項の意味などについての質問は、書類提出締め切り日まで受け付けていただけるのでしょうか。	応募書類についての質問は幼保こども園課整備係に直接お電話若しくはメールでお問い合わせください。なお、内容によってはお答えできない場合がありますのでご了承ください。
8	市立なばた幼稚園の将来的な再編計画（見込み）など	今回は、市立なばた幼稚園に私立の分園を誘致する公募となっていますが、将来的に認定こども園など民営化する計画（見込み）があるのでしょうか。 また、今回の公募で選定され、私立園の分園を整備・運営することは、将来的な認定こども園など民営化の公募の際にインセンティブとなるのでしょうか。	なばた幼稚園については、現時点では認定こども園など民営化する計画はありません。 また今後認定こども園等の整備運営事業者を公募する際は、運営実績等を評価する可能性はあります。